

議案第 15 号

災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額について、条例で定める必要があるため、併せて所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

災害派遣手当に関する条例(昭和39年羽曳野市条例第283号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

災害派遣手当等に関する条例

第1条中「(以下「派遣職員」という。)の災害派遣手当の支給」を「(以下「災害応急対策等派遣職員」という。)に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条に規定する職員(以下「国民保護等派遣職員」という。)に支給する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する職員(以下「新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員」という。)に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当(以下これらを「災害派遣手当等」という。)」に改める。

第2条第1項中「災害派遣手当は、派遣職員」を「災害派遣手当等は、災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員(以下「派遣職員」という。)」に改める。

第3条中「災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。